

報道関係の皆様へ

管理職ユニオン・関西 執行委員長 本田直明
はけん・パート関西 代表 小原久季

講座とホットライン開催のお知らせ

11月2日(水曜日) 手軽に労働法学べます
「働くものの職場トラブル対応講座」

11月4日(金曜日)～6日(日曜日) 電話相談
「アルバイト・パート、泣き寝入りしない・させないホットライン」

平素より、活動に格別なご理解を賜りお礼申し上げます。

管理職ユニオン・関西は結成して8年、昨年5月に結成した「アルバイト・派遣・パート関西労働組合(略称 はけん・パート関西)」は結成して1年が過ぎました。

昨今、グローバル化した大手企業などの増収が発表され景気回復しているように言われていますが、働く者の実態は決して良くなっていません。ご承知のように、正社員は減少し続け、派遣や契約社員、そしてアルバイト・パートといった不安定な非正規雇用の労働者が増加しています。

私たちは泣き寝入りしない。不当・違法を許さないために、労働組合の必要性和権利、そして対処方を訴え続けてきました。正社員の組合「管理職ユニオン」では、相変わらず解雇、退職勧奨、減給の相談が続いています。最近の特徴としては、精神的に追い込まれている人の(メンタルヘルス)相談と、成果主義賃金制度導入にともなう賃金低下の相談増加です。非正社員の組合「はけん・パート関西」では、一方的な雇止め、契約途中解除、サービス残業・賃金未払い、いじめ・嫌がらせ、労働災害などの若者・女性からの相談などあります。

今回の「働くものの職場トラブル対応講座」では、すべての労働者に適用される労働基準法の熟知と活用方法、そして弁護士から労働者派遣法の法理知識を得るための講座を行ないます。続けて「はけん・パート関西」が大阪・京都・神戸の3地域で「アルバイト・パート、泣き寝入りしない・させないホットライン」(電話相談)を開設します。この2つの取り組みを通して、職場で「待遇に納得のいかない人、疑問のある人、対処法がわからない人たち」に対するアドバイスをしながら、トラブルや悩みが解決するきっかけを作りたいと考えています。

今回は、正社員だけでなくアルバイト・パートなどで働く方の相談も対応し、労働問題すべてに渡っての相談を受け付けます。

つきましては、別紙の要綱で実施しますのでよろしくお願い致します。

〈具体的な要請事項〉

- 1) 貴紙・貴放送局で、事前に11月2日の「働くものの職場トラブル対応講座」の紹介及び掲載。事前の取材はいつでもお申し付け下さい。
- 2) 11月4日(金)、5日(土)午前10時～午後7時、6日(日)午前10時～午後5時までのホットライン開設当日の取材。

派遣・パート労働者も、若者も中高年労働者も、男女だれでも参加できます。
労働基準法・労働者派遣法を学ぼう！ユニオン(労働組合)の活用法を知ろう！

働くものの職場トラブル対応講座



ひとりで悩まないで！
解決法学びませんか。

日時：2005年11月2日（水）
午後6時開場、6時30分開始、8時30分終了

場所：エルおおさか 701号室
大阪府中央区北浜東3-14 TEL06-6942-0001

内容

- 労働基準法の活用法 管理職ユニオン・関西書記長 大濱和明氏
- 労働者派遣法の知識について 弁護士
- 体験報告
- 質疑応答

参加費：無料

昨年派遣労働法が適用職種を拡大し改変されました。正規社員から派遣・パート労働者への置き換えがこの数年間著しいスピードで進んでいます。気に入らない労働者はいとも簡単に解雇され、不安定雇用への置き換えはさらに増大化しています。このような職場環境でいじめや降格の脅し、嫌がらせの配置転換、退職勧奨などで独りでは対応しきれなくなりストレス等でうつ病に罹るなどのケースが増えています。このようなことで日頃お困りの方がどう対応し、反撃すればよいのか講師を囲んで共に学び、共に考えてみませんか。多くの労働者の方に呼びかけさせていただきます。多数ご参加下さい。

ホットライン
電話相談

大阪・京都・神戸で3日間同時開設！

「アルバイト・パート、泣き寝入りしない・させないホットライン」

日時 11月4日(金)・5日(土)・6日(日)

時間帯

4日(金) 午前10時～午後7時まで

5日(土) 午前10時～午後7時まで

6日(日) 午前10時～午後5時まで

一人で悩まず電話をかけて下さい！

大阪 06-6881-0110 相談メール：sodan@ahp-union.or.jp

京都 075-343-3003 相談メール：sodan-keiji@ahp-union.or.jp

神戸 078-360-0450 相談メール：sodan-kobe@ahp-union.or.jp

突然、「あしたから来なくていい！」と言われた。派遣の契約途中で解約を告げられた。「ウチは年休ありません。」と経営者。妊娠を伝えたら解雇された。パワハラ・セクハラを受けた。社会保険や雇用保険に加入させてくれない。ご存知ですか、非正社員も労働基準法が適用されます。あなたが我慢すると、会社は襟を正しません。我慢できずに辞めたら、次の人に連鎖するだけです。フリーターだからパートだから派遣だからと諦める前に電話やE-Mailで相談してください。はけん・パート関西が力になります。

相談電話は、常時開設。お急ぎの方はお越しく下さい。相談無料！秘密厳守！

共催

管理職ユニオン・関西

大阪市北区東天満2丁目2-5 第二新興ビル605号

連絡先：TEL 06-6881-0781 FAX 06-6881-0782 担当 大濱
sodan@mu-kansai.or.jp <http://www.mu-kansai.or.jp>

はけん・パート関西 (アルバイト・派遣・パート関西労働組合)

大阪市北区東天満2丁目2-5 第二新興ビル605号

連絡先：TEL 06-6881-0110、FAX 06-6881-0782 担当 仲村
sodan@ahp-union.or.jp <http://www.ahp-union.or.jp/>